



福岡県医発第 660 号 (地)
令和 2 年 6 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 18)」、
「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いの一部改正について」及び
「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における診療報酬の請求等に関する取扱い
及び留意点について」について

今般、別紙 1 のとおり診療報酬上の臨時的な取扱いとして、D P C 対象病院又は特定機能病院において、検査料等が包括算定されている場合においても、SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出等 (P C R 検査、抗原検査) に係る検体検査実施料及び検体検査判断料について、出来高で算定されること等が示されました。

これに伴い、別紙 2 のとおり新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いに係る関連通知等の一部が改正されております。

内容としては、P C R 検査は令和 2 年 3 月 6 日以降、抗原検査は同 5 月 1 3 日以降に実施されたものに係る診療報酬の請求が対象であること、及び令和 2 年 3 月診療分の取扱いについて、3 月診療分のうち、P C R 検査に係る診療報酬が令和 2 年 5 月 22 日時点で未請求であり、同日以降に当該診療報酬の請求が行われるものについては、改正後の感染症課長通知により、診療報酬明細書に基づき公費の補助を行うこと等が示されております。

また、別紙 3 により行政検査における診療報酬の請求等に関する取扱い及び留意点が示されておりますので併せてご参照いただきますようお願い致します。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会担当理事
釜 范 敏
松 本 吉 郎
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 18)」、
「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いの一部改正について」及び「新型コ
ロナウイルス感染症に係る行政検査における診療報酬の請求等に関する取扱い及び留意点
について」について

今般、添付資料 1 の通り、診療報酬上の臨時的な取扱いとして、D P C 対象病院又は特定機能病
院において、検査料等が包括算定されている場合においても、SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス)
核酸検出等 (P C R 検査、抗原検査) に係る検体検査実施料及び検体検査判断料について、出来高
で算定されること等が示されました。

これに伴い、添付資料 2 の通り、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いに係る関連
通知等の一部が改正され、P C R 検査は令和 2 年 3 月 6 日以降、抗原検査は同 5 月 1 3 日以降に実
施されたものに係る診療報酬の請求が対象であること、また、令和 2 年 3 月診療分の取扱いについ
て、3 月診療分のうち、P C R 検査に係る診療報酬が令和 2 年 5 月 2 2 日時点で未請求であり、同
日以降に当該診療報酬の請求が行われるものについては、改正後の感染症課長通知により、診療報
酬明細書に基づき公費の補助を行うこと等が示されたところです。

また、添付資料 3 により、行政検査における診療報酬の請求等に関する取扱い及び留意点が示さ
れておりますので併せてご覧下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会ならび
に関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 18)
(令 2. 5. 22 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
2. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて (一部改正)
(令 2. 5. 22 健感発 0522 第 3 号 厚生労働省健康局結核感染症課長)
3. 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における診療報酬の請求等に関する取扱い及び留意
点について
(令 2. 5. 22 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 22 日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その18）

今般、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等の診療報酬上の評価を適切に行う観点から、当該保険医療機関の入院中に実施するSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出等に係る検体検査実施料及び検体検査判断料について、臨時的な対応として下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 新型コロナウイルス核酸検出等の算定について

（1）D P C対象病院（特定機能病院であるD P C対象病院を含む。）の場合

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第93号）に基づき療養に要する費用の額を算定する患者（特定機能病院ではないD P C対象病院における、同告示別表19の診断群分類点数表に基づき療養に要する費用の額を算定する患者以外の患者を除く。）に対し、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及びSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施した場合にあっては、別途、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料並びにSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料を算定できるものとする。

（2）特定機能病院（D P C対象病院を除く。）の場合

①基本的検体検査実施料について

特定機能病院（D P C 対象病院を除く。）において入院中の患者に対し、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施した場合にあっては、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出は基本的検体検査実施料に含まれないものとし、別に算定することができるものとする。

②基本的検体検査判断料について

特定機能病院（D P C 対象病院を除く。）において入院中の患者に対し、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施した場合にあっては、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出について実施した微生物学的検査判断料及び SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出について実施した免疫学的検査判断料は基本的検体検査判断料に含まれないものとし、別に算定することができるものとする。

2. 診療報酬明細書の記載方法等について

1. に基づき算定した検査の費用を請求する場合における診療報酬明細書の記載方法等の取扱いについては、次のとおりとする。

（1）記載方法

自己負担に相当する金額の請求方法等については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。5月22日最終改正。）において、保険医療機関において診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に請求を行い、診療報酬明細書に基づき公費の補助を行うこととされていることから「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和2年5月13日付保医発 0513 第2号厚生労働省保険局医療課長通知）に基づき記載すること。

（2）請求方法

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第126号）様式第二（一）（診療報酬明細書（医科入院）の様式）を用いて、別途、書面により請求すること。

3. その他の診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

(別添)

問 1 微生物学的検査判断料は月 1 回に限り算定することができる点数であるが、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する以前に外来等で微生物学的検査判断料を算定した患者については、当該判断料は別に算定することができるのか。

(答) 同月に微生物学的検査を算定した患者については、別に算定することができない。

問 2 免疫学的検査判断料は月 1 回に限り算定することができる点数であるが、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施する以前に外来等で免疫学的検査判断料を算定した患者については、当該判断料は別に算定することができるのか。

(答) 同月に免疫学的検査判断料を算定した患者については、別に算定することができない。

問 3 2. に基づき作成する診療報酬明細書において、検体検査実施料及び検体検査判断料（※）以外の算定項目（入院基本料や検体採取料等）はどのように記載するのか。

(答) 検体検査実施料及び検体検査判断料以外の算定項目については、通常の手続きに則り診療報酬明細書を作成し、これとは別途、2. に基づき作成する診療報酬明細書には、検体検査実施料及び検体検査判断料のみを記載すること。

(※) SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料又は SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料をいう。

以上

健感発 0522 第 3 号

令和 2 年 5 月 22 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR 検査及び抗原検査）については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。5 月 13 日最終改正。以下「3 月 4 日課長通知」という。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）における行政検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 18）」（令和 2 年 5 月 22 日付保険局医療課事務連絡）において、DPC 対象病院又は特定機能病院において、検査料等が包括算定されている場合においても、PCR 検査料及び微生物学的検査判断料並びに抗原検査料及び免疫学的検査判断料については出来高で算定されることが示されたことから、3 月 4 日課長通知を別添のとおり一部改正したので、十分御承知の上、その取扱いについて、遺漏なくご対応いただくようお願いする。なお、この取扱いは、PCR 検査については令和 2 年 3 月 6 日以降、抗原検査については同年 5 月 13 日以降に実施されたものに係る診療報酬の請求を対象とする。

また、令和 2 年 3 月診療分の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 3 月 25 日健感発 0325 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、3 月診療分については同通知による改正前の 3 月 4 日課長通知に基づいて、医療機関から都道府県に直接費用の請求を行い、1 件当たり定額の公費の補助を行うこととしていたところだが、3 月診療分のうち、行政検査（PCR 検査）に係る診療報酬が本日（令和 2 年 5 月 22 日）時点で未請求であり、本日（令和 2 年 5 月 22 日）以降に当該診療報酬の請求が行われるものについては、本通知による改正後の 3 月 4 日課長通知に基づいて、医療機関において診療報酬明細書を作成し、審

査支払機関に請求を行い、診療報酬明細書に基づき公費の補助を行うこととする。一方、3月診療分のうち、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和2年3月25日健感発0325第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）による改正前の3月4日課長通知に基づいて、既に行政検査（PCR検査）に係る診療報酬の請求が行われているものについては、既に医療機関における本人への支給やそれに基づく診療報酬の請求等が行われていることから、仮に再審査等により本日（令和2年5月22日）以降に請求のやり直し等を実施した場合であっても、本人への支給額と齟齬が生じる等の不都合が生じることを避けるため、なお従前の例によるものとする。

なお、本改正に伴い、3月4日課長通知の別添の事務契約書（案）についても変更を行うが、既に締結済みの契約については、契約当事者の異議がある場合を除き、本通知に基づく改正がされたものとみなし、次の契約時に本通知に基づく契約書に変更することをもって足りるものとする。

以上

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

◎「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 新旧対照表(適用日:令和2年5月22日)

新	旧
「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」 (令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) (1) 行政検査の委託 ○ 現在、新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っているPCR検査又は抗原検査でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととしている。 したがって、新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査及び抗原検査は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に加えて、本人に対する感染症の治療へ繋げる観点から行われているところである。	「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」 (令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) (1) 行政検査の委託 ○ 現在、新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っているPCR検査又は抗原検査でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととしている。 したがって、新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査及び抗原検査は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に加えて、本人に対する感染症の治療へ繋げる観点から行われているところである。

○ 令和 2 年 3 月 6 日より、PCR 検査に保険適用が、同年 5 月 13 日より、抗原検査に保険適用がなされたところであるが、現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様の観点を有することから、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととする。

(2) 具体的な事務の概要

①事務の流れ

○ 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）と都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）において、感染症法第 15 条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出又は SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に関する委託契約を締結する。なお、契約が 3 月 6 日より後となった場合であっても、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出に係る診療については、3 月 6 日以降行った診療分から、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出に係る診療につ

○ 令和 2 年 3 月 6 日より、PCR 検査に保険適用が、同年 5 月 13 日より、抗原検査に保険適用がなされたところであるが、現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様の観点を有することから、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととする。

(2) 具体的な事務の概要

①事務の流れ

○ 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）と都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）において、感染症法第 15 条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出又は SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に関する委託契約を締結する。なお、契約が 3 月 6 日より後となった場合であっても、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出に係る診療については、3 月 6 日以降行った診療分から、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出に係る診療につ

いては、5月13日以降行った診療分から適用する。

（別添「感染症法第15条に基づく調査に関する事務契約書（案）」参照）

○ 感染症指定医療機関等がPCR検査又は抗原検査を実施。感染症指定医療機関等は、

- ・ PCR検査を実施した場合、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。（受診者の負担と相殺することも差し支えない。）
- ・ 抗原検査を実施した場合、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。（受診者の負担と相殺することも差し支えない。）

○ 感染症指定医療機関等は通常の診療報酬の請求において、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に費用の請求を行う。

○ 都道府県等から、PCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検

いては、5月13日以降行った診療分から適用する。

（別添「感染症法第15条に基づく調査に関する事務契約書（案）」参照）

○ 感染症指定医療機関等がPCR検査又は抗原検査を実施。感染症指定医療機関等は、

- ・ PCR検査を実施した場合、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。（受診者の負担と相殺することも差し支えない。）
- ・ 抗原検査を実施した場合、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。（受診者の負担と相殺することも差し支えない。）

○ 感染症指定医療機関等は通常の診療報酬の請求において、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に費用の請求を行う。

○ 都道府県等から、PCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検

査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額及び抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額についての審査及び支払事務の委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、都道府県等に代わって、感染症指定医療機関等に支払いを行う。

○ 都道府県等は、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額並びに抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額について、その審査及び支払事務を委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して、支払いを行う。

○ 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の都道府県等に報告する。なお、当該報告は、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに必要な情報を入力している場合には、省略することができる。

② 対象者及び検査一回当たりの金額

本補助事業は、PCR 検査及び抗原検査が保険適用になること

査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額及び抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額についての審査及び支払事務の委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、都道府県等に代わって、感染症指定医療機関等に支払いを行う。

○ 都道府県等は、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額並びに抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額について、その審査及び支払事務を委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して、支払いを行う。

○ 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の都道府県等に報告する。なお、当該報告は、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに必要な情報を入力している場合には、省略することができる。

② 対象者及び検査一回当たりの金額

本補助事業は、PCR 検査及び抗原検査が保険適用になること

に伴い、新たに受診者に発生する自己負担分を軽減することが趣旨で行うものであることから、検査一回当たりの金額については、保険給付がされる場合には、これを優先して適用し、他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第 37 条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用することとし、本補助事業による補助が行われなければ受診者が負担することとなる PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額並びに抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額とする。

具体的には、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額並びに抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、感染

に伴い、新たに受診者に発生する自己負担分を軽減することが趣旨で行うものであることから、検査一回当たりの金額については、保険給付がされる場合には、これを優先して適用し、他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第 37 条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用することとし、本補助事業による補助が行われなければ受診者が負担することとなる PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額並びに抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額とする。

具体的には、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額並びに抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、感染

症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする（同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する）。

（例）PCR 検査を実施した場合の補助額の算定例

① 外来・入院診療において、PCR 検査実施時に、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 150 点となった場合、1,950 点（1,500 点）に係る受診者の自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 0 点となった場合、1,800 点(1,350 点)に係る自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

③ DPC 対象病院又は特定機能病院において、検査料等が包括算定されている場合においても、PCR 検査料及び微生物学的検査判断料については出来高で算定されることから、①・②と同様に、1,950 点（1,500 点）又は 1,800 点(1,350 点)に係る受診者の自己負担額が補助額とな

症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする（同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する）。

（例）PCR 検査を実施した場合の補助額の算定例

① 外来・入院診療において、PCR 検査実施時に、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 150 点となった場合、1,950 点（1,500 点）に係る受診者の自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 0 点となった場合、1,800 点(1,350 点)に係る自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

③ DPC 対象病院において、包括算定がされている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分はないことから、補助の対象とならない。（ただし、当該 PCR 検査が出来高算定により算定されている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新

る。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外るとき。

(例) 抗原検査を実施した場合の補助額の算定例

- ① 外来・入院診療において、抗原検査実施時に、抗原検査料が 600 点、免疫学的検査判断料が 144 点となった場合、744 点に係る受診者の自己負担額が補助額となる。
- ② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、抗原検査料が 600 点、免疫学的検査判断料が 0 点となった場合、600 点に係る自己負担額が補助額となる。
- ③ DPC 対象病院又は特定機能病院において、検査料等が包括算定されている場合においても、抗原検査料及び免疫学的検査判断料については出来高算定により算定されることから、①・②と同様に、744 点又は 600 点に係る受診者の自己負担額が補助額となる。

以上

たに受診者に発生する自己負担分が生ずるため、補助の対象となる。具体的な算定方法は①・②と同様となる。)

(例) 抗原検査を実施した場合の補助額の算定例

- ① 外来・入院診療において、抗原検査実施時に、抗原検査料が 600 点、免疫学的検査判断料が 144 点となった場合、744 点に係る受診者の自己負担額が補助額となる。
- ② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、抗原検査料が 600 点、免疫学的検査判断料が 0 点となった場合、600 点に係る自己負担額が補助額となる。
- ③ DPC 対象病院において、包括算定がされている場合には、抗原検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分はないことから、補助の対象とならない。(ただし、当該抗原検査が出来高算定により算定されている場合には、抗原検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分が生ずるため、補助の対象となる。具体的な算定方法は①・②と同様となる。)

以上

(別添) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務契約書(案) 「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」又は「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、〇〇都道府県知事(〇〇市長、〇〇区長)(以下「甲」という。)と〇〇病院(以下「乙」という。)との間に次の通り契約を締結する。 第一条 甲は、乙がPCR検査(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。)又は抗原検査(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。)を行った場合に、受診者のPCR検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相当する金額又は抗原検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」)及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。 第二条 甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は	(別添) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務契約書(案) 「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」又は「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、〇〇都道府県知事(〇〇市長、〇〇区長)(以下「甲」という。)と〇〇病院(以下「乙」という。)との間に次の通り契約を締結する。 第一条 甲は、乙がPCR検査(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。)又は抗原検査(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。)を行った場合に、受診者のPCR検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相当する金額又は抗原検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」)及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料(初再診料などは含まない。)にかかる自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。 第二条 甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は
---	---

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第三条 乙は、PCR 検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）又は抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る）を実施した場合には、甲に報告することとする。なお、当該報告は、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに必要な情報を入力している場合には、省略することができる。また、甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第四条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額又は抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第三条 乙は、PCR 検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）又は抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る）を実施した場合には、甲に報告することとする。なお、当該報告は、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに必要な情報を入力している場合には、省略することができる。また、甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第四条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額又は抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する

法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。）を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

第五条 本契約は、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施した診療分から適用する。ただし、同年 3 月診療分のうち、行政検査（PCR 検査）に係る診療報酬が同年 5 月 22 日時点で未請求であり、同日以降に当該診療報酬の請求が行われるものについても、適用する。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 2 年 月 日

都道府県知事、市長、区長 氏名 (印)
医療機関の長 氏名 (印)

法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。）を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

第五条 本契約は、4 月 1 日以降に実施した診療分から適用する。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 2 年 月 日

都道府県知事、市長、区長 氏名 (印)
医療機関の長 氏名 (印)

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 22 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
地方厚生（支）局医療課
社会保険診療報酬支払基金
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における
診療報酬の請求等に関する取扱い及び留意点について

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR 検査及び抗原検査）（以下「行政検査」という。）については、今般、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 18)」(令和 2 年 5 月 22 日付保険局医療課事務連絡)において、DPC 対象病院又は特定機能病院において、検査料等が包括算定されている場合においても、PCR 検査料及び微生物学的検査判断料並びに抗原検査料及び免疫学的検査判断料については出来高で算定されることが示され、PCR 検査については令和 2 年 3 月 6 日以降、抗原検査については同年 5 月 13 日以降に実施されたものに係る診療報酬の請求がその対象となるところです。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」(令和 2 年 5 月 22 日健感発 0522 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「改正通知」という。)により、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「3 月 4 日感染症課長通知」という。）の一部が改正され、令和 2 年 3 月診療分の取扱いについて、3 月診療分のうち、行政検査（PCR 検査）に係る診療報酬が本日（令和 2 年 5 月 22 日）時点で未請求であり、本日（令和 2 年 5 月 22 日）以降に当該診療報酬の請求が行われるものについては、改正通知による改正後の 3 月 4 日感染症課長通知により、診療報酬明細書に基づき公費の補助を行うこと等とされたところです。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する診療報酬の請求、審査及び支払事務並びに保険給付事務の実施に当たっての取扱い及び留意点を下記のとおりお示しするため、御留意の上、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図るとともに、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その18)」(令和2年5月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、DPC対象病院及び特定機能病院は行政検査の費用を請求する場合における診療報酬明細書を、別途、書面により請求することとされていること。このため、行政検査を実施した診療月においては、同一のDPC対象病院及び特定機能病院より、①PCR検査料及び微生物学的検査判断料並びに抗原検査料及び疫学的検査判断料が含まれない診療報酬明細書、に加えて、別途、②PCR検査料及び微生物学的検査判断料並びに抗原検査料及び疫学的検査判断料のみが記載された診療報酬明細書(書面)の2種類の診療報酬明細書が提出されること。

2 改正通知において、令和2年3月診療分の公費の補助の取扱いについて、従来は医療機関から都道府県に直接費用の請求を行い、1件当たり定額の補助とされていたところ、3月診療分のうち、PCR検査に係る診療報酬が令和2年5月22日時点で未請求であり、同日以降に当該診療報酬の請求が行われるものについては、改正通知による改正後の3月4日感染症課長通知により、診療報酬明細書に基づき公費の補助を行うことと改められたことに伴い、令和2年3月診療分のPCR検査のうち、令和2年5月22日時点で未請求であり、同日以降に3月4日課長通知に基づいて診療報酬及び公費の請求が行われるものについては、「「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示」の告示及び適用について」(令和2年5月13日保発0513第4号厚生労働省保険局長通知)において定めている「PCR検査に係る自己負担相当額に対する給付」に該当するものと整理されること。

なお、改正通知では、3月診療分であっても、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(一部改正)」(令和2年3月25日健感発0325第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)による改正前の3月4日感染症課長通知に基づいて、既にPCR検査に係る診療報酬の請求が行われているものに関する公費補助については、仮に再審査等により、本日以降に請求のやり直し等を実施した場合であっても、なお従前の例によることとされていることから、「社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付」(昭和52年厚生省告示第239号)等の告示においても、従前どおりの取扱いとなること。